

わけではありません。仮置場の境界外では、周辺環境と同程度の線量となるように設計・施工します。

#### ●搬入方法について

Q. 除染による除去土壌などは、旧町村ごとにそれぞれの仮置場に搬入することになるのか。

A. お見込みのように、除去土壌などが発生した地区内における仮置場での一時保管を基本として進めます。将来、町全体での調整が必要と見込まれる場合は、仮置場周辺住民の理解を得ながら進めます。

Q. 仮置場への搬入方法はどのように考えているか。

A. 飛散・流出・漏れ出しのないように作業します。また可能な限り混雑した時間帯、通学時間帯を避けて行います。

#### ●基本構造などについて

Q. 仮置場で使用される素材は、どのくらい丈夫なのか。

A. 3年以上の耐候性のあるフレキシブルコンテナバックを使用します。遮水シートについては、

10年以上耐久のものを使用する予定です。

#### ●遮へい距離について

Q. 仮置場における遮へい距離の考え方は、何に基づくものなのか。

A. 環境省のガイドラインに定められています。各地におけるモデル除染でも実証されています。

#### ●町の候補地について

Q. 仮置場候補地の選定経緯はどのようになっているか。

A. まず、行政区長と話し合いながら定めた仮置場設置方針の中で「旧町村単位の設置」と決めました。その後、役場内の除染プロジェクトチームの中で討議を重ね、敷地形状、面積、安全性、防災、施工期間、搬入路などを考慮し、旧町村ごとの枠組みの中で最良と思われる「町有地」を選定し、提案しました。

Q. 民有地への仮置場の設置はできないのか。

A. 民有地での設置もできます。しかしながら、隣地主の承諾など住民間の対立が心配されます。

#### ●管理方法について

Q. 中間貯蔵施設が設置されなければ、永久に仮置場で保管することになるのか。

A. 国では、基本設計についての関係団体協議など中間貯蔵施設設置に向けて動き出しています。示されている工程のとおり作業が進められるよう要請しています。

Q. 仮置場周辺の井戸のモニタリングは行われるのか。

A. 環境省の除染関係ガイドラインに沿って、実施します。

たくさんのご意見をいただき、誠にありがとうございました。皆さんからのお声を参考として、今後の除染実施に役立てていきたいと考えます。

#### 岡町民生活課

☎72-69933



飯豊地区での説明会の様子